年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和7年2月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係O件

厚生局受付番号:中国四国(受)第2400087号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第2400020号

第1 結論

請求者のA事業所における勤務期間は厚生年金保険の被保険者期間とし、被保険者 資格の取得年月日を昭和54年8月1日、喪失年月日を昭和62年3月1日と記録し、 標準報酬月額については、昭和54年8月から昭和61年3月までの期間を16万385 円、同年4月から昭和62年2月までの期間を15万円とすることが必要である。

昭和54年8月1日から昭和62年3月1日までの期間については、保険給付(年金額)の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年8月1日から昭和62年3月1日まで

昭和54年4月1日に臨時職員としてA事業所に入社し、同年8月1日から準職員として、昭和55年2月1日から職員として昭和62年2月28日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、請求期間に係る年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る独立行政法人B機構が原本証明した履歴書(以下「履歴カード」という。)を提出しているところ、当該履歴カードには、「54~8~1~ 準職員を命ずる」、「55~2~1~ 職員を命ずる」及び「62~2~28~ 願により職員を免ずる」と記載されている。

また、C共済組合が「D」と称して保管している請求者のE共済組合の組合員記録を同組合に聴取したところ、請求者は、昭和54年8月1日に資格取得し、昭和62年2月28日に退職したことが記録されていることが確認できた。

以上によると、請求者は、請求期間において、A事業所に準職員又は職員として勤務し、E共済組合の組合員となる要件を満たしていたと認められる。

さらに、E共済組合は、昭和59年4月から国家公務員等共済組合法の適用を受け、 昭和62年4月のE民営化によりC共済組合となり、E共済組合員期間は、平成9年 4月1日の厚生年金保険法の改正(平成8年法律第82号・附則第5条)により、原則 として厚生年金保険被保険者期間とすることになっていることから、請求期間は、厚 生年金保険の被保険者期間として記録することが必要である。

一方、E共済組合において標準報酬月額制度は、国家公務員等共済組合法の改正により昭和61年4月から導入され、昭和61年3月以前は当該改正に係る法律(昭和60年法律第105号)附則第9条に規定する特例、昭和61年4月から同年9月までは同法律附則第8条に規定する経過措置、同年10月以降は改正後の国家公務員等共済組合法第42条の規定により各期間の標準報酬月額を定めることとされていた。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の履歴カードに記載された俸給の額及びC共済組合から聴取したDの記録により確認又は推認できる報酬の額から、昭和54年8月から昭和61年3月までの期間は16万385円とし、昭和61年4月から同年9月までの期間及び同年10月から昭和62年2月までの期間はいずれも15万円とすることが必要である。

厚生局受付番号:中国四国(受)第2400086号 厚生局事案番号:中国四国(国)第2400003号

第1 結論

昭和44年*月から昭和48年3月までの請求期間及び昭和57年8月から平成20年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年*月から昭和48年3月まで

② 昭和57年8月から平成20年3月まで

請求期間①は、私が20歳になった昭和44年*月に父親が国民年金の加入手続を 行い、大学を卒業した昭和48年3月まで国民年金保険料を納付してくれていたの に、未加入期間とされている。

その後、昭和48年7月頃から海外の大学に留学し、引き続き約10年間は海外に在住していたので、その間は、保険料を納付していないが、請求期間②は、昭和57年8月頃に帰国した際に、自分で国民年金の加入手続を行い、昭和63年12月までは私がコンビニエンスストアで保険料を納付し、平成元年1月からは元妻が、届いた納付書によりその都度夫婦二人分の保険料を納付していたのに、未納とされている。

請求期間①及び②について、調査の上、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①当時、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が 必要であり、加入手続を行うことで国民年金手帳記号番号が決定され、当該記号番 号を記載した国民年金手帳が交付され、当該記号番号により国民年金の加入記録及 び納付記録の管理が行われていた。

また、平成9年1月に基礎年金番号が導入された時点で国民年金に加入している場合は、国民年金手帳記号番号を基礎年金番号へ切り替え、それ以降は当該基礎年金番号により国民年金の加入記録及び納付記録の管理が行われることになった。

2 請求者は、「請求期間①については、20 歳になった昭和 44 年*月に父親が国民 年金の加入手続を行った。また、請求期間②については、帰国後の昭和 57 年 8 月 頃に自分が国民年金の加入手続を行った。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、平成 20 年 3 月 3 日に初めて基礎年金番号(*)が付番されており、国民年金手帳記号番号から切り替えられたものではないことが確認できる。

また、改製原附票によると、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父親の住所地はA市であることから、請求者に係る国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、請求期間①の始期である昭和 44 年*月頃から終期である昭和 48 年3月頃までの期間に同市において払い出された国民年金手帳記号番号(3,950 件分)を確認したが、請求者の氏名は無く、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行っても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者の国民年金の加入記録及び納付記録が、基礎年金番号が付番される前に国民年金手帳記号番号により管理されていたことがうかがえる事情は見当たらない。

さらに、請求期間①及び②について、いずれも請求者が主張する時期に加入手続を行ったことがうかがえる事情はなく、オンライン記録によると、基礎年金番号の付番と同日の平成20年3月3日に、請求者が20歳に到達した昭和44年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格の取得年月日を記録する処理(以下「資格取得処理」という。)が行われていることが確認できることから、それまでは、いずれの期間も国民年金の未加入期間であったと認められる。

なお、請求期間①については、上記のとおり、平成20年3月3日に行われた資格取得処理により国民年金の加入期間とされたが、その後、当該期間において、請求者が大学生であったことが判明し、大学生は国民年金の強制加入対象者となっていなかったため、令和6年9月20日に、取得年月日を昭和44年*月*日から昭和48年4月1日に訂正する処理が行われたことにより未加入期間となっている。

3 保険料納付について、請求者は、「請求期間①は父親が納付した。請求期間②の うち昭和63年までは、自分がコンビニエンスストアで納付し、平成元年以降は元 妻にお金を渡して納付してもらった。」と主張し、請求者の元妻は、請求者の保険 料を振込用紙により銀行、郵便局又はコンビニエンスストアで納付した旨回答して いる。

しかしながら、上記2のとおり平成20年3月3日に資格取得処理が行われるまでは、請求期間①及び②は、いずれも国民年金の未加入期間のため保険料を納付することができない。

また、資格取得処理が行われた平成20年3月3日において、平成18年1月分以前の保険料は、納期限から2年が経過し時効により納付することができず、その時点で時効となっていない平成18年2月分以降の保険料については、請求者及び元

妻の主張以外には保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料を納付することができるようになったのは平成16年2月以降である。

4 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることは できない。